

住民監査請求監査

(地方自治法第242条)

(令和5年3月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第8号

令和5年3月24日

東大阪市監査委員	柴田敏彦
同	牧直樹
同	吉田聖子
同	右近徳博

住民監査請求に係る監査結果について（公表）

地方自治法第242条第5項の規定に基づき住民監査請求（受付第1270号）に係る監査結果を別紙のとおり公表します。

第1 結論

請求人の請求を棄却する。

第2 監査の請求

1 請求人

堂村 慎太郎

2 請求書の提出

令和5年1月23日

3 請求の要旨

- (1) 東大阪市入札参加有資格者名簿に記載されている住所に存在しない会社が参加した東大阪市刊行物配送業務の制限付き一般競争入札は無効であるにもかかわらず、入札の結果、契約が確定されていることで、確定金額の損害が不当契約として発生しており、東大阪市長に対し、入札のやり直しを求める。
- (2) 請求の具体的な内容（個人情報等一部の記載を除き、請求書の原文どおり）

1. 請求の趣旨

1. 違反。入札規約方法、契約無効。

東大阪市長公室広報広聴室が令和4年1月31日午後2時に行った広報課による「東大阪市刊行物配送業務」の入札は、A社とB社との2社参加で行われたのであるが、B社は入札参加資格を失っているのに入札に参加して行われた入札は「決定」の確定を逸脱して無効である。

2. 入札決定を無効とする理由。

東大阪市が行政施行する公務において、入札業者を選定するために、事前に入札参加を希望する業者は東大阪市が規定する書類を提出し、市の担当者は業者から提出された書類を審査し、合格業者は「東大阪市入札参加有資格者名簿」に登録記載される。登録された業者は入札に参加できるのであるが、入札に参加したB社は東大阪市が規定する「入札参加資格」を失っている証拠が提出資料（資料 甲第2号証）である。

令和4年1月31日に行われた「東大阪市刊行物配送業務」（市政だより等）の入札に、B社は参加して「入札書類記載不備により失格」（資料 甲第1号証の②）と発表されてあるが、入札参加する以前に、令和3年には〇〇へ移転している事実がある（資料 甲第2号証の①）。

3. 「入札参加失格」とする根拠

イ 請求人は、令和4年1月31日に執行された入札結果公文書（資料 甲第1号証、甲第2号証）を手にしてB社の資料 甲第2号証に登録のある住所へ出向き、入札結果の「失格」の件を確認するために現場へ令和4年3月24日午後0時30分頃着いたが、目的のB社がわからなかったため隣の不動産屋で番地を尋ねたところ、「隣のビルになっていますね。」と調べてくれた。

ロ ビルの郵便ポストを確認したが、B社の名がないために、資料 甲第2号証に登録されてある電話番号へビルの玄関口から電話をしたところ、すぐに対応したのが女性の声で「何の御用でしょうか。」とのことで、「実は、東大阪市で行われた入札の件で、見てもらいたい公文書があるのですが。」と言うと、「今担当者がおりませんので、後で連絡させます。」とのことでしたが、請求人が「この住所（資料 甲第2号証）に会社はあるんですか。」と聞くと、「1年前に引っ越しております。住所は〇〇です。」と答えたので、「入札参加有資格者名簿」に登録された住所にB社は「無い」ことが判明した。

ハ 請求人が、B社との交信内容は口で説明のとおりB社は「1年前に〇〇に引っ越ししていた」事実を知った。令和4年1月に行われた「東大阪市刊行物配送業務」入札の担当（B社）が「留守なので後で連絡させます。」とのことで1度電話を切った。（資料 甲第3号証）発信したのが、令和4年3月24日午後12時33分。発信先は資料 甲第2号証①②にある電話番号である。待っていたところ、B社の入札担当者という者から連絡が来た。資料 甲第3号証にある電話番号で、時刻は3月24日午後12時59分。その担当者に「東大阪市で行われた市政だよりの入札について、書類の確認をお願いしたい。」との申し出に、「それなら明日は社にいますので来てください。」との返事で、「それでは伺います。」と電話を切った。電話を切ってすぐにまた連絡が来た（資料 甲第3号証）。午後1時3分。この通知は、「明日は社内にはいますが、10時から会議がありますから。」とのことで、請求人は「それでは、早朝9時に伺わせてもらいます。」と返事をして電話を切った（資料 甲第3号証下面）。

2. 東大阪市入札担当者との面談（資料 甲第4号証）。

イ 請求人は、B社が登録されてある「入札参加有資格者名簿 令和3・4・5

年度)(資料 甲第 2 号証の 1)の住所に会社が存在しないことを確認した。
請求人は、東大阪市役所 10 階の入札担当者と面談した。

ロ 面談したのは、市長公室広報広聴室広報課長である(資料 甲第 4 号証)。
請求人は広報課長に資料 甲第 1 号証の②を示して、B 社が「入札失格」とされた理由の説明を求めたところ、次のような説明を受けた(資料 甲第 4 号証)。今まで請求人が目にしたことのない「入札書記載不備により失格」との決定事項は、入札金額記入欄に「不備の記入をした。」と図を書いて失格の理由の説明を受けた(資料 甲第 4 号証)。金額記入枠欄の右詰めから数字を記入する所を 1 枠空けて記入してあったために、このような「失格」となりましたとの説明であった。

ハ 公共業務入札において、一流といわれる B 社の入札担当者が、公文書に対して不備の入札金額を記入したとする説明には大きな疑問があると判断したものである。そのために、広報課長に「この入札は正当な入札であったのか調査を求める。」と要望したところ、「後日返答します。」とのことであった。

3. B 社での面談。

イ 令和 4 年 3 月 25 日午前 8 時 40 分頃、B 社の事務所の駐車場に車を止めていると、異常な件が起こった。請求人が車を降りると、2 人の B 社の職員が近づいてきたのである。と同時に、所管の警察署の警察官 5、6 人が一緒に駐車場にいて請求人を取り巻いたのである。東大阪で行われた入札の件で前日に約束して B 社に来たのに警察官まで待っていた様子に、請求人は直感で「この入札には大きな疑問の不正があった。」と実感したのである。その理由とは、請求人に対応した B 社の職員二人は「あなたの質問には一切答えることはできません。」との一点張りの返事しかしなかったので、請求人は「それなら答はいらないので、質問は疑問点だけを伝えるので。」と、入札結果、資料 甲第 1 号証の②と資料 甲第 2 号証の①を示して、「なぜ失格したのか。」「入札資格に不備があったのではないか。」の 2 問を質問したところ、担当者は「その問題は東大阪市の方からあなたに連絡するとのことですから。」との回答だったので、請求人はこれ以上の問答は必要なしと判断して、B 社の駐車場を後にしたのである。しかし、B 社の駐車場に警察官 5、6 人が早朝より来ていた、この異常な B 社の対応には、(1) 誰が警察官を呼んだのか、(2) なぜ呼ばなければならなかったのか、(3) 東大阪市と

民間業者の行政に関わる問題の不備な点を東大阪市民が知ろうとした行為に、なぜ警察が介入したのか。

4. 東大阪市広報課長からの回答。

イ 請求人が、東大阪市と B 社に面談してから 10 日程しても、広報課長から何の返答もなかったため請求人が電話したところ、広報課長は「入札は決定したとおりです。」との回答であった。

ロ このような入札が東大阪市の行政として「正当」と認められるのであれば、「入札行為」は必要なく、随意契約の方法が合法ではないのか。

5. 今回の「市政だより等」の入札は平成 11 年にも行われ、この時も「落札決定」後に大きな問題が発生していた件が請求人の調査で判明した。

イ 当時の入札で落札したのは C 社とのことだが、この C 社が「契約後、業務遂行が出来ず」大きな騒ぎとなり（自治会等）、当時の広報室担当であった現副市長が以前にこの業務を委託されていた D 社に日朝日参してその会社の社長に「土下座」をして「今までどおりに何とかお願いします。」と見苦しい態度で頼んでいた事実が判明している。その証拠が資料 甲第 5 号証である。

ロ 資料 甲第 5 号証が「市政だより等」の入札不備の原因で大きな「トラブル」があった件を今回の入札担当最高責任者である副市長が知らないはずはない。そして、再度このような「入札不正」の疑いを放置する事は東大阪市民にとって背任行為である。

6. 4 で述べているとおり、広報課長の回答は入札不正疑惑を調査した結果は一切請求人に説明されず、「正当な結果」です、とのことであるが、1 の 2 で説明しているとおり、入札日時の年には B 社は東大阪市内には会社本体が在席しておらず、入札には参加できないはずであり、この入札は、資料 1 「制限付き一般競争入札実施要領」を基本として行われた入札であり、入札参加の申請書類を令和 4 年 1 月 6 日から令和 4 年 1 月 20 日（木）までに提出することと説明公示されてあるが、この入札参加申請書を審査して行ったのか疑義である。

請求人が調査したところ、資料 甲第 2 号証の①と②では、登録名簿の日付は令和 3 年 12 月 1 日と記載されているが、入札が行われたのは令和 4 年 1 月 31 日の「決定となって」その業務が令和 4 年 4 月 1 日から行われているが、令和 4 年 4 月 1 日付けの登録業者名簿には、令和 5 年 1 月 20 日現在でも B 社の登録住所、電話番号はそのまま（資料 甲第 2 号証の③）となっている。

イ 公文書として、市政情報相談課（1階）で公表されている「入札参加有資格者名簿」は、契約課が管理しているとのことだが、資料 甲第 2 号証の③は 1 階にあるが、いまだに住所変更（令和 5 年 1 月 20 日現在）されていない。

国会でも都道府県、市町村でも、公文書の管理が大きな問題とされているが、東大阪市においても、管理のずさんな事が証明される。

ロ B 社が住所変更届。請求人が令和 5 年 1 月 20 日契約課長と面談して、B 社が「入札参加有資格者」の住所変更を令和 4 年 6 月 20 日に「変更届」を提出していた事が判明した（資料 甲第 2 号証の④）。

しかし、6 のイでの報告どおり、「住所変更」が訂正されていないのである。このような公文書管理の整理が放置されているために、入札不備の責任主幹がどこになるのか、その責務が追及されるものである。

7. 請求の末尾

イ 公文書を基に、「東大阪市市長公室広報広聴室広報課」が令和 4 年 1 月 31 日に執行した「東大阪市刊行物配送業務」の入札において、入札に参加した 2 社のうち 1 社が資料 1 の 3 入札に参加する者に必要な資格（1）令和 3・4・5 年度東大阪市入札参加有資格者名簿に登録されており・・・の条項に不明記載があり、この入札に参加する資格を失っている。その不明とは、記載されている住所の所に会社の存在がなく、電話だけが正常に使用されている事は、現在我が国で大きな社会問題となっている「オレオレ詐欺で振込詐欺、特殊詐欺」の現状の状態の会社が公共の入札に参加しているのである。それにもかかわらず入札金額記入の「記載不備により失格」とされてあるが、参加する以前に B 社は入札参加自体に「失格」しているのである。よって、令和 4 年 1 月 31 日に執行された「東大阪市刊行物配送業務」入札の結果締結された東大阪市刊行物配送業務委託契約書にある東大阪市と A 社の契約は「無効」であるとの観点から、東大阪市監査委員事務局、個別外部監査委員の監査を求めるものであります。

8. 追述

イ 入札が無効であるにも関わらず「契約が確定」されていることで、確定金額の損害が「不当契約」で発生している。

ロ 東大阪市長に入札のやり直しを求める。

ハ 個別監査を求める理由は、現在の監査委員では議員 2 名は知識不足であ

り、個別外部監査を求めるものである。

(3) 事実証明書一覧

- ① 資料 1：制限付き一般競争入札実施要領等
- ② 資料 2 の①（令和 5 年 2 月 22 日追加提出）：B 社本社が提出した入札参加資格審査申請変更届
- ③ 資料 2 の②（令和 5 年 2 月 22 日追加提出）：制限付き一般競争入札に係る一般競争入札参加申請書及び一般競争入札参加確認通知書、令和 4 年 4 月分から 12 月分までの刊行物配送業務委託料支出命令書
- ④ 甲第 1 号証の①：公文書部分開示決定通知書（東大阪公広第 7327 号）
- ⑤ 甲第 1 号証の②：令和 4 年 1 月 31 日執行、東大阪市刊行物配送業務入札経過表
- ⑥ 甲第 1 号証の③：令和 4 年 1 月 31 日執行、東大阪市刊行物配送業務入札結果情報
- ⑦ 甲第 2 号証の①：令和 3・4・5 年度入札参加有資格者名簿及び②（物品・役務）、令和 3 年 12 月 1 日
- ⑧ 甲第 2 号証の③：令和 3・4・5 年度入札参加有資格者名簿（物品・役務）、令和 4 年 4 月 1 日
- ⑨ 甲第 2 号証の④：令和 5 年 1 月 20 日付け契約課長確認書面
- ⑩ 甲第 3 号証：請求人と B 社との交信記録
- ⑪ 甲第 4 号証：請求人が広報課長から聞き取った B 社が入札に失格した理由の記録
- ⑫ 甲第 5 号証：平成 11 年度の刊行物配布に係る配送先への説明文書
- ⑬ 甲第 6 号証の①～⑧：令和 4 年度東大阪市刊行物配送業務委託契約書及び仕様書

第 3 請求の受理

本件請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和 5 年 2 月 10 日付けでこれを受理した。

なお、請求人より、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査実施の求めがあったが、本件請求において、その違法性や不当性を調査するにあたり、特に外部の者による専門的な知識や判断を必要とする事

案とは認められないことから、監査委員による監査実施が相当と判断した。

第4 監査の実施

本件請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

請求人より提出された請求の要旨は、東大阪市入札参加有資格者名簿に記載されている住所に存在しない会社が参加した東大阪市刊行物配送業務の制限付き一般競争入札は無効であるにもかかわらず、入札の結果、契約が確定されていることで、確定金額の損害が不当契約として発生しており、東大阪市長に対し、入札のやり直しを求めるとのことである。

このことから、契約締結の前提となる入札の有効性の有無を監査対象事項とした。

2 監査対象部局及び関連部局

監査対象部局：市長公室広報広聴室広報課（以下「広報課」という。）

監査関連部局：行政管理部契約検査室契約課（以下「契約課」という。）

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して令和5年2月27日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、監査委員に対し、本件請求の要旨について陳述が行われた。

また、陳述に先立ち、令和5年2月22日に請求人から新たな証拠の提出があった。

4 監査対象部局等に対する調査及び事情聴取

監査対象部局である広報課及び監査関連部局である契約課に対し、事前に質問書を送付し、関係資料の提出を受けるとともに、令和5年2月27日を始め数次、本件に関して事情聴取を行った。

内容については「第5 監査の結果」のとおりである。

第5 監査の結果

1 事実確認

本件請求に基づき、広報課及び契約課に対する事情聴取並びに提出を受けた関係書類等により次のことを確認した。以下、本件入札等に関する委任を受け

ている支店を「B社」とし、委任している本社を「B社本社」としている。

(1) 本件制限付き一般競争入札について

ア 概要

令和4年度における市政だより等の刊行物配送業務委託については、債務負担行為を設定した上で、令和4年1月31日に本件制限付き一般競争入札を行っている。日程は以下のとおりである。

令和4年1月6日	入札公告
令和4年1月6日～ 令和4年1月20日	入札参加資格審査申請期間
令和4年1月21日	入札参加確認通知書送付
令和4年1月26日	入札に関する質問の回答公表
令和4年1月31日	入札

入札参加資格審査については、A社及びB社から令和4年1月19日に申請があり、2者ともに参加資格を有していることを確認し、入札に参加している。入札の結果、B社は「入札書記載不備により失格」となり、A社は予定価格以内での入札により落札し、同年2月1日付けで契約を締結している。

イ 本件制限付き一般競争入札における入札参加資格審査

本件入札に参加する者に必要な資格は、制限付き一般競争入札実施要領で定められている。資格の要件は5項目で、入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、①令和3・4・5年度東大阪市入札参加有資格者名簿（物品・役務）に登録されており、第1、第2、第3希望において021-02「運搬・保管 運搬業全般」を希望し、本業務に必要な貨物自動車運送事業法に定める国土交通大臣の許可等を受けていること、②東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと、③東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと、④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと、⑤引き続き2年以上運送事業を営んでいることを要件としている。また、これら以外に、親会社と子会社の関係にある者同士等の入札参加は認めないとしている。

広報課によると、審査の方法としては、令和3・4・5年度東大阪市入札参加有資格者名簿（物品・役務）やこれに伴う入札参加資格審査申請書類

により、名簿登録の有無、希望業種、本業務に必要な許可等を確認しているとのことであった。

ウ 入札結果

A社とB社が入札し、B社は「入札書記載不備により失格」となっている。これは、入札金額を右詰めで記載すべきところを1の位の欄を空白としていたためであり、財務規則第102条第7号に規定する入札書に入札金額及び入札者の記名押印のない入札又はこれらが明確でない入札に該当するものである。同条は入札の無効を規定しており、正しくは無効であるが、広報課によると、慣例的に「失格」と明示して入札結果を公表しているとのことであった。

一方、A社は予定価格以内の11,462,430円が入札し、落札している。

(2) 令和3・4・5年度東大阪市入札参加有資格者名簿について

ア 入札参加有資格者名簿の作成及び改訂等

一般競争入札に参加するためには、入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録される必要がある。有資格者名簿の有効期間は、財務規則第88条の2第2項において、従前の有効期間満了の日の翌日から起算して3年後の日の属する年の3月31日までと規定されており、直近では令和2年12月1日から令和3年1月19日までの間に入札参加資格審査申請を受け付け、令和3年4月1日付けで令和3・4・5年度の有資格者名簿が作成されている。

それ以外の時期は4か月に1回、登録の審査申請を受け付け、4月、8月、12月に有資格者名簿の改訂を行っている。また、令和3・4・5年度東大阪市入札参加資格審査申請の手引き（物品・役務）において、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに入札参加資格審査申請変更届（以下「変更届」という。）の提出を求めており、これを受理したときは次回の改訂に併せて有資格者名簿の修正を行っている。

有資格者名簿を作成又は改訂したときは、これを市ウェブサイトで公表するとともに、契約課窓口及び市政情報コーナーに配置している。しかしながら、配置している有資格者名簿について、失念により令和4年8月1日及び同年12月1日現在のもので配置されず、本件請求人の指摘があるまで令和4年4月1日現在のもので配置されていた。

イ 有資格者名簿作成における入札参加資格審査

入札参加資格審査申請に必要な書類としては、入札参加資格審査申請書、印鑑証明書、暴力団排除に関する誓約書、納税証明書、法人登記簿謄本、決算報告書、営業許可証又は登録証明書等などであり、契約課ではこれらに基づき入札参加資格審査を行い、有資格者名簿を作成している。

入札参加資格は、財務規則第 86 条において、①引き続き 2 年以上その事業を営んでいること、②国税及び地方税を納付していること、③建設業法の適用を受ける建設工事にあつては、同法第 3 条第 1 項に規定する許可を受けて建設業を営んでいることと規定されている。また、地方自治法施行令第 167 条の 4 においては、一般競争入札に参加させることができない者として、①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者と規定されている。

(3) B 社の所在地の変更について

ア 経過

B 社本社は令和 3・4・5 年度の入札参加資格申請書を令和 3 年 1 月 15 日に提出し、令和 3 年 4 月 1 日に有資格者名簿に登録されており、申請の際には、入札及び見積りや契約の締結、業務履行等に関する一切の件を支店である B 社に委任する旨の委任状が提出されている。

契約課では、入札参加資格申請の内容に変更が生じたときは、速やかに変更届を提出するよう求めている。B 社は有資格者名簿に登録された時期と同時期の令和 3 年 4 月に所在地を移転していることが判明しているが、当時、変更届は提出していない。

広報課では、本件刊行物配送業務委託に向けて、令和 3 年 10 月に B 社を含む複数の事業者から参考見積書の提出を受けているが、B 社が提出した参考見積書の住所は移転後の住所となっている。

また、広報課によると、本件制限付き一般競争入札に係る入札参加申請時に、B 社から所在地を変更している旨の説明があり、その際には、契約課に変更届を提出していれば新しい届出の状態で、提出前であれば有資格者名簿に記載されている旧の届出の状態で入札参加申請を行うよう案内したとのことである。また、この際に契約に係る総括指導に関すること等を所掌する契約課に対し、問い合わせや相談は行っていないとのことである。

った。案内の結果、B社から変更前の住所で入札参加申請書が提出されたことから有資格者名簿に記載された住所と一致し、他の必要な資格も有していたことから審査を通過し、入札に参加している。

その後、令和4年3月に本件請求人からの指摘を受け、広報課が現地確認を行ったところ、有資格者名簿に記載された住所にB社は所在せず、事務所等も設けられていなかったため、契約課に報告を行ったとのことである。

これを受けて契約課はB社に事実確認を行い、B社本社に対し令和4年4月13日に市長部局及び上下水道局の契約担当課長名で、長期にわたり変更届を提出しなかったことについて注意喚起書を通知するとともに、始末書の提出を求めたものの、令和5年2月末に至っても始末書は提出されていない。

その後、令和4年4月19日にB社本社から変更届が提出されたものの、必要な書類が不足しており、書類がすべて整った令和4年6月20日にこれを受理している。変更はB社の所在地及びB社本社の代表者で、B社の所在地の変更年月日は2021年4月（令和3年4月）とし、B社本社の代表者の変更年月日は記載されていなかった。なお、法人登記簿謄本を確認したところ、代表者の変更は令和3年4月1日付けとなっている。

変更届の受理後、契約課は令和4年8月1日付けで有資格者名簿の修正を行い、ウェブサイトにおいて公表しているが、配置している有資格者名簿の更新は、本件請求人から指摘があるまで失念していた。

イ 変更届の未提出が及ぼす入札参加資格への影響

財務規則第102条において、同条第1号から第9号までに該当する入札は無効とすることが規定されているが、有資格者名簿変更の前提となる所在地等の変更届が提出されていないことをもって入札を無効するとの規定は定められていない。

一方、契約課によると、入札への参加を希望する際に提出される入札参加申請書の住所と有資格者名簿に記載された住所が異なる場合は、入札参加申請書は受理しないとのことであり、入札には参加できない。

また、同条第1号においては入札参加資格がない者が行った入札は無効とすることが規定されるとともに、同規則第86条、第88条及び第88条の2において、入札参加資格を有すると認められた者は有資格者名簿に登録す

ると規定されており、入札参加資格の有無は有資格者名簿に登録されているか否かで判断することとなる。

(4) 一般競争入札における 1 者入札について

契約課によると、一般競争入札は制限の有無にかかわらず、資格要件を満たす者はすべて入札に参加する機会を与えており、入札参加者の数に関与しない制度であるとのことである。広く公告して募集しており、参加する者は競争相手について知り得ないため、競争性は十分確保されることから、参加者が 1 者の場合でも有効とする取扱いが一般的であり、本市でも同様に取り扱っているとのことである。

2 判 断

請求人より提出された請求の要旨は、有資格者名簿に記載されている住所に存在しない会社が参加した東大阪市刊行物配送業務の制限付き一般競争入札は無効であるにもかかわらず、入札の結果、契約が確定されていることで、確定金額の損害が不当契約として発生しており、東大阪市長に対し、入札のやり直しを求めるとのことである。

以下、契約締結の前提となる入札の有効性の有無について判断する。

(1) B 社の所在地変更と入札参加申請について

本件制限付き一般競争入札は令和 4 年 1 月 31 日に行われ、入札等の権限を委任された B 社は約 9 か月前に所在地を変更していたにもかかわらず、変更届を提出しておらず、所在地を変更したことを広報課に説明した上で、変更前の住所を入札参加申請書に記載し、審査を通過して入札に参加した。

また、契約課では入札参加資格審査申請後に申請内容に変更が生じた場合は速やかに変更届を提出するよう求めているが、B 社本社は約 1 年後に変更届を提出しており、長期にわたり提出しなかったとして、令和 4 年 4 月 13 日に書面による注意喚起が行われ、その後変更届が提出されている。

(2) 広報課による入札参加資格審査について

本件制限付き一般競争入札実施要領では、入札に参加する者に必要な資格として、入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において有資格者名簿に登録されていること等、5 項目の資格を求めている。

広報課では B 社と入札参加申請時等で接触する機会があった。その際に所在地を変更していることを認知し、B 社に対し、契約課に変更届を提出していれば新しい届出の状態、提出前であれば旧の届出の状態を入札参加申請

を行うよう案内したとのことであったが、案内に際し、契約に係る総括指導に関すること等を所掌する契約課には、対応方法等の確認や相談は行っていなかった。

なお、広報課では本件制限付き一般競争入札の参考とするため、令和3年10月にB社を含む複数の事業者から参考見積書の提出を受けており、B社の見積書には移転後の住所が記載されていたが、広報課ではその時点で有資格者名簿と異なった住所であることは認知できなかったとのことであった。

(3) 判断

はじめに、B社本社は変更届の提出を長期にわたり遅滞し、本件制限付き一般競争入札の入札参加申請時にB社の住所が有資格者名簿に記載された住所と異なる状況となっており、B社本社及びB社の事務手続きは適正なものではなかった。

加えて、入札参加申請の際にB社に行った広報課の対応も適正ではなかったと思料する。B社は入札以前に広報課に移転後の所在地を記載した参考見積書を提出するとともに、入札参加申請の際には所在地を変更したことを説明した上で、その案内に従って入札関係書類を作成し、入札に参加しているが、広報課が所在地の変更を認知した際に行うべき本来の対応は、入札執行の重要性に鑑み、速やかに変更届の提出を求め、その提出状況によって入札参加資格の有無等を審査することであった。

しかしながら、広報課は住所相違を認知しながら、入札参加申請時点での変更届提出の有無に合わせて申請を行うよう案内し、これが形式上申請書と有資格者名簿の住所が一致したことに繋がっている。さらに、契約の総括指導に関すること等を所掌する契約課に本件の入札参加資格の有無の判断について確認しておらず、広報課が行った今回の対応は誤りで、事務執行上、問題があったものと判断できる。契約課によると、入札参加申請書の住所と有資格者名簿に登録された住所が異なる場合は、入札参加申請書は受理しないとのことであり、B社が変更届を提出しないまま、移転後の正当な住所を記載した申請書を提出した場合は、有資格者名簿に登録された住所と異なり受理されず、本件制限付き一般競争入札には参加できなかった。

一方、一般競争入札では入札参加者が1者であっても競争性は確保されており、その入札は有効なものとして取扱っている。B社が広報課の案内を基に、住所を移転しているにもかかわらず、入札参加申請書に有資格者名簿に

記載された住所を記載して入札に参加していることは適正でなく、本来は本件入札に参加させるべきではなかった。しかしながら、B社の行った入札は財務規則第102条第7号（入札金額が明確でない入札等）の規定により無効であり、A社の入札は適正に行われていることから、B社の入札参加資格の有無にかかわらず、本件制限付き一般競争入札はA社の落札により成立し、有効と判断できる。

3 結 論

以上のことから、本件制限付き一般競争入札は有効であり、本件請求を棄却する。

なお、本件に係る事務処理に対し、以下のとおり意見を付す。

第6 意見

1 広報課

- ① B社の行った入札は、財務規則第102条第7号の規定により無効であるにもかかわらず、入札経過表等では慣例的に失格と明示している。入札執行の重要性に鑑み、適正に対応されたい。
- ② 本件請求人から提出のあった事実証明書「甲第4号証」で示された失格理由は、入札に関する重要事項であり、説明前にその内容を起案決裁するなど、組織的に対応すべきであったと思料する。

2 契約課

- ① 令和4年4月13日に書面により注意喚起を行った際に求めている始末書が令和5年2月末現在、未だ提出されていない。必要な対応をされたい。
- ② 令和4年4月19日に提出された変更届に所在地の変更日が記載されておらず、代表者の変更年月日の記載は空欄となっていた。適正に対応されたい。
- ③ 令和3・4・5年度の有資格者名簿（物品・役務）のうち、契約課窓口及び市政情報コーナー配置分について、令和4年8月と12月の更新を怠っている。情報公開、情報提供の趣旨に鑑み、適正に対応されたい。
- ④ B社が入札書の金額を右詰めで記載すべきところを1の位の欄を空白としたことについては、金額記入欄の枠内に円と通貨単位が記載されていたこともその一因と考えられる。誤認の生じることがないように入札書の金額記入欄を工夫されたい。